

Ⅲ 計 画 事 項

Ⅲ 計 画 事 項

第 1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林は、森林計画図*において表示する区域内の民有林とし、市町村別の面積は次のとおりである。

なお、この区域内の森林は、森林法(昭和 26年法律第249号)第10条の2第1項に基づく開発行為の許可(保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)、森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出等(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)の対象となる。

(単位 面積 : ha)

区 分	森 林 面 積	前計画第四次変更の面積	比較増減	
計 画 区 総 数	175,197.84	175,263.69	△ 65.85	
仙 台 地 方 振 興 事 務 所 管 内	富 谷 市	2,057.13	2,067.27	△ 10.14
	大 和 町	10,863.96	11,027.91	△ 163.95
	大 郷 町	3,549.24	3,548.79	0.45
	大 衡 村	1,600.48	1,600.65	△ 0.17
	計	18,070.81	18,244.62	△ 173.81
北 部 地 方 振 興 事 務 所 管 内	大 崎 市	23,855.84	23,855.59	0.25
	旧 古 川 市	1,228.90	1,228.95	△ 0.05
	旧 松 山 町	1,090.80	1,090.80	-
	旧 三 本 木 町	1,284.50	1,286.32	△ 1.82
	旧 鹿 島 台 町	1,728.56	1,728.57	△ 0.01
	旧 岩 出 山 町	7,893.20	7,892.44	0.76
	旧 鳴 子 町	9,671.22	9,669.68	1.54
	旧 田 尻 町	958.66	958.83	△ 0.17
	色 麻 町	3,062.19	3,080.55	△ 18.36
	加 美 町	18,211.09	18,211.49	△ 0.40
	旧 中 新 田 町	2,348.97	2,350.75	△ 1.78
	旧 小 野 田 町	6,881.53	6,879.35	2.18
	旧 宮 崎 町	8,980.59	8,981.39	△ 0.80
	涌 谷 町	2,168.91	2,170.57	△ 1.66
	美 里 町	14.33	13.53	0.80
	旧 小 牛 田 町	14.33	13.53	0.80
	旧 南 郷 町	-	-	-
計	47,312.36	47,331.73	△ 19.37	
栗 北 部 地 域 方 振 興 事 務 所 管 内	栗 原 市	29,966.67	29,966.80	△ 0.13
	旧 築 館 町	1,455.01	1,458.16	△ 3.15
	旧 若 柳 町	679.34	675.70	3.64
	旧 栗 駒 町	10,107.50	10,106.11	1.39
	旧 高 清 水 町	407.93	407.93	-
	旧 一 迫 町	4,234.13	4,235.20	△ 1.07
	旧 瀬 峰 町	508.53	508.53	-
	旧 鶯 沢 町	2,279.11	2,279.62	△ 0.51
	旧 金 成 町	3,211.36	3,211.96	△ 0.60
	旧 志 波 姫 町	59.78	62.13	△ 2.35
	旧 花 山 村	7,023.98	7,021.46	2.52
計	29,966.67	29,966.80	△ 0.13	

* 森林計画図 : 5,000分の1の地形図に、森林所有者、樹種、林齢ごとの区画線を入れた図面。

(注) 森林計画図は、宮城県林業振興課ホームページにて公開しているほか、宮城県林業振興課、仙台・北部・東部・気仙沼の各地方振興事務所及び栗原・登米の両地域事務所に配備している。

区 分		森 林 面 積	前計画第四次変更の面積	比較増減
東部地方振興事務所管内	石 卷 市	22,722.29	22,734.10	△ 11.81
	旧石巻市	6,422.41	6,422.74	△ 0.33
	旧河北町	5,929.28	5,931.49	△ 2.21
	旧雄勝町	2,342.11	2,342.06	0.05
	旧河南町	1,190.85	1,194.29	△ 3.44
	旧桃生町	1,020.14	1,020.14	-
	旧北上町	2,824.19	2,829.00	△ 4.81
	旧牡鹿町	2,993.31	2,994.38	△ 1.07
	東 松 島 市	2,686.74	2,633.75	52.99
	旧矢本町	681.75	681.75	-
	旧鳴瀬町	2,004.99	1,952.00	52.99
女 川 町	5,051.32	4,939.83	111.49	
計	30,460.35	30,307.68	152.67	
登東部地方振興事務所管内	登 米 市	19,406.54	19,392.71	13.83
	旧 迫 町	712.85	712.85	-
	旧登米町	2,908.45	2,911.87	△ 3.42
	旧東和町	8,565.65	8,551.62	14.03
	旧中田町	343.17	347.55	△ 4.38
	旧豊里町	657.08	657.08	-
	旧米山町	222.32	222.32	-
	旧石越町	273.53	265.54	7.99
	旧南方町	115.74	115.74	-
	旧津山町	5,607.75	5,608.14	△ 0.39
計	19,406.54	19,392.71	13.83	
気仙沼地方振興事務所管内	気 仙 沼 市	19,240.51	19,301.14	△ 60.63
	旧気仙沼市	10,052.29	10,050.70	1.59
	旧唐桑町	2,451.94	2,451.94	-
	旧本吉町	6,736.28	6,798.50	△ 62.22
	南 三 陸 町	10,740.60	10,719.01	21.59
	旧志津川町	8,028.19	8,001.01	27.18
	旧歌津町	2,712.41	2,718.00	△ 5.59
	計	29,981.11	30,020.15	△ 39.04

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する各機能を発揮する上から望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

森林の有する機能に応じた望ましい森林資源の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能 ^{かん}	林木の樹冠 ^{*1} 及び根系の発達が良好で、団粒構造 ^{*2} がよく発達し、かつ、粗孔隙 ^{*3} に富む森林土壌を有し、成長のおう盛な下層植生がほどよく発達した森林であって、必要に応じて浸透を促進する治山施設等が整備されている森林
山地災害防止機能、土壌保全機能	根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど風、飛砂、騒音等を遮蔽(しゃへい)する能力が高く、諸害に対する抵抗性が高い樹種又は葉量の多い樹種によって構成されている森林
保健・レクリエーション機能	多様な樹種からなり、かつ、林木が適度な間隔で配置されている森林、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、多様な樹種及び林相からなり、明暗・色調に変化を有する森林、郷土樹種を中心として安定した林相を形成している森林であって、必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	全ての森林が発揮する機能であるが、特に属地的に機能が発揮されるものとしては、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林、学術的に貴重な生物が生息している森林
木材等生産機能	林木の生育に適した森林土壌を有し、適正な密度を保ち、二酸化炭素の固定能力が高く、団地的なまとまりがあって形質の良好な林木からなる成長量の多い森林であって、林道等の林業生産基盤が適切に整備され、持続的な森林生産が安定的かつ効率的に実施することができる森林
地球環境保全機能	二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発発散作用等により地球環境を調節する属地性のない機能であり、全ての森林が発揮する。

*1 樹冠：立木の枝と葉の集まり

*2 団粒構造：適潤から湿性な森林土壌の表層部分で比較的柔らかで丸みのあるパンくず状を呈し、有機物に富み、通気性・透水性に優れた土壌

*3 粗孔隙：土壌の中の比較的粗い隙間（水分・養分・酸素等を含み、根系の健全な発達を促す）

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能の充実と機能間の調整を図り、多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の整備及び保全の方針を次のとおりとする。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備及び保全の基本方針
かん 水源涵養機能	ダム集水区域や河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図る。また、水源涵養の機能が十分発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能、土壌保全機能	山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれのある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他山地災害の防備を図るべき森林	災害に強い地盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。また、土砂流出防備機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、必要に応じて谷止や土留等の治山施設を整備する。
快適環境形成機能	地域住民の日常生活に密接な関わりをもつ里山林等であって、騒音や粉塵、風害や潮害等を防止する効果が高い森林	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風・騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。また、環境保全のための保安林の指定やその適切な管理、海岸林の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、保健・教育的利用等に適した森林	地域住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や地域のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林	潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林は、生物多様性の維持増進を図る森林として保全する。なお、全ての森林は生物多様性の保全に寄与しており、基本的に地域の森林が様々な生育段階や樹種から構成されバランスよく配置されることを目指す。
木材等生産機能	林木の生育に適し、効率的な森林施業が可能な森林	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化・機械化に配慮し、効率的に森林整備を推進する。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間（計画期末：令和15年度末）において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次のとおりとする。

単位 面積:ha 蓄積:千m3

区 分		現 況	計画期末
面積	育成単層林	100,986	99,007
	育成複層林	671	805
	天然生林	67,373	71,853
森林蓄積		42,644	41,230

注1 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林

2 育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林

3 天然生林

主として、天然力を活用することにより成立させ維持される森林

2 その他必要な事項

森林の整備及び保全の推進に当たっては、国、県及び市町村が十分な連携を取りながら、森林の各機能が高度に発揮されるよう、一体的な森林の整備及び保全に努めるものとする。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るために、立地条件、既往の施業体系、樹種の特長、木材需要構造、森林の構成等を勘案しながら、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるが、この際、森林の生物多様性の保全、伐採跡地の連続性の回避、伐採後の適確な更新の確保、保護樹帯の設置等について、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とする。人工林の主伐については、樹種ごとの生産目標に対応する直径（胸高直径）に達した時期に行うものとし、特に花粉の発生源となるスギ等人工林については、伐採・植替えの促進に努める。また、スギ（中仕立）の主伐時期の目安は下表のとおりとする。

なお、天然林の伐採は、天然更新が確実な林分又は人工造林によって森林生産力の増大が相当程度期待される森林について実施する。

主伐時期の目安

樹種	生産目標	胸高直径 (cm)	主伐時期の目安 (年)
スギ	一般小径材	23	35
	一般中径材	28	50
	大径材	34	70

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量*が最大となる林齢を基準として市町村森林整備計画において定められるものであるが、本計画区における指針は下表のとおりである。

なお、標準伐期齢は、その林齢に達した森林の伐採を義務づけるものではない。

標準伐期齢の指針

(単位：年)

樹種						
スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
35	40	35	30	40	10	20

(3) その他必要な事項

伐採に当たっては、林地の保全や景観の保全及び気象害の防止のほか、原生的な森林生態系や希少な生物の保全に配慮して伐採跡地の連続性を回避するとともに、必要に応じて保護樹帯を設置し、適確な更新を確保する。

* 平均成長量：ある林齢において、その年まで成長した量の合計を林齢で割った数値

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、次のような指針のもとに、市町村森林整備計画において規範を定めることとする。

イ 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、適地適木に配慮しながら自然条件や造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して選定するものであり、選択の規範は市町村森林整備計画において定められるが、人工造林の対象樹種を定めるに当たっては、地域の自然条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるとともに、多様な森林の整備及び保全を図る観点から、そのような考え方に当てはまる範囲内で、広葉樹等の郷土樹種を含め幅広い樹種の選定が行われるよう留意するものとする。

なお、標準的な樹種を例示すれば、スギ、ヒノキ、アカマツ、クヌギ、ミズキ及びケヤキ等を主体とする。また、苗木を選定する際は、成長に優れた苗木や花粉発生源対策の加速化に資する花粉の少ない苗木の導入に努める。

ロ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図るための造林の標準的な方法については、造林を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるが、この場合、地域の自然条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる範囲の本数を定めるものとするほか、多様な森林の整備及び保全を図る観点から、そのような範囲内において多様な施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数の定めが行われるよう留意するとともに、コンテナ苗の活用や伐採から再造林までの一貫作業システム、低密度植栽の導入による、造林の低コスト化に努めるものとする。

なお、主な項目の基準は次のとおりである。

(イ) 植栽本数

植栽本数は、主要樹種について既往の植栽本数を勘案して生産目標別に下表を基準とする。

植栽本数の基準

樹種	生産目標	1ヘクタール当たりの植栽本数	備考
スギ	一般材	3,000本	低コスト造林のため、活着率の高い植栽法又は初期成長が期待できる植栽法（コンテナ苗、大苗等）による場合は、1ヘクタール当たり1,000本～2,000本とすることも可とする。ただし、地形・地質や土壌条件、地域の気象条件等を十分勘案し、成林が見込まれる場合にのみ実施するものとする。
ヒノキ	一般材	3,000本	
アカマツ	一般材	4,000本	

(ロ) 人工造林の標準的な方法

人工造林に当たっては、伐採木の枝葉等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮する。また、樹種の選定に当たっては、適地適木に配慮するとともに、適期に植え付けを行う。

ハ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

伐採跡地の人工造林をすべき期間の規範は、市町村森林整備計画で定められるが、林地の荒廃防止及び森林の有する多面的機能の中でも二酸化炭素吸収源としての機能を発揮するために森林の早期回復に留意する必要がある。植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、2年を経過する日までに更新するものとし、そのうち、択伐^{*1}により伐採を行った場合は、森林の有する機能への影響が比較的小さいことから、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年を経過する日までに更新を行うものとする。

そのほかの森林は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年を経過する日までに植栽又は天然更新が図られていない場合、天然更新完了基準の5年生における期待成立本数の30%以上の本数となるよう植栽することとする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととし、次のような指針のもとに、市町村森林整備計画において天然更新の方法について規範を定めることとする。

イ 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、適地適木に配慮しながら自然条件や周辺の環境等を勘案して選定するものであり、その規範は市町村森林整備計画において定められるが、天然更新の対象樹種を定めるに当たっては、地域の自然条件とともに施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。

なお、標準的な樹種を例示すれば、コナラ、クリ及びサクラ等を主体とする。

ロ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新における期待成立本数、更新すべき本数、更新補助作業の方法、更新調査の方法は、(附)参考資料6(1)の天然更新完了基準で定める。

なお、ぼう芽更新については、ぼう芽^{*2}の優劣が明らかとなる3年目ごろ(伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、3年を経過する前後)に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たり3～5本仕立てを目安として整理を行う。

人工林を伐採したあとの更新のうち、植栽によらない更新を図るものは、更新予定地及びその周囲に種子を供給する母樹がある場合とし、天然下種による速やかな更新を図るため、更新予定地の適切な環境整備を行うものとする。

*1 択伐：伐期に達した林分を伐採する方法の一つ。持続的に次の世代の樹木を育成させることを考慮しながら、収入の期待できるものや成長が衰えはじめたものなどを単木的に選んで伐採すること。

*2 ぼう芽(萌芽)：主に広葉樹を伐採した後、その切り株又は地際部から出る芽。コナラやクヌギなどはぼう芽力が強いので、通常は植栽ではなくぼう芽による更新を行っている。

ハ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

天然更新をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年を経過する日までとする。更新状況について天然更新完了基準に基づく調査を行い、更新が完了していない場合は、植栽又は追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図るものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等を鑑みて、確実な天然更新が期待されない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として市町村森林整備計画において個々にその森林を特定するとともに「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に、基準を定める。

(4) その他必要な事項

主に木材等生産機能を発揮させる森林においては、持続的・安定的な木材等生産を図るため、伐採後は人工造林又は天然更新により、ほぼ一定の材積を確保するよう留意するものとする。

3 間伐及び保育に関する基本的事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、間伐を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるが、間伐率においては、材積に係る伐採率が35%以下であり、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においての森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。

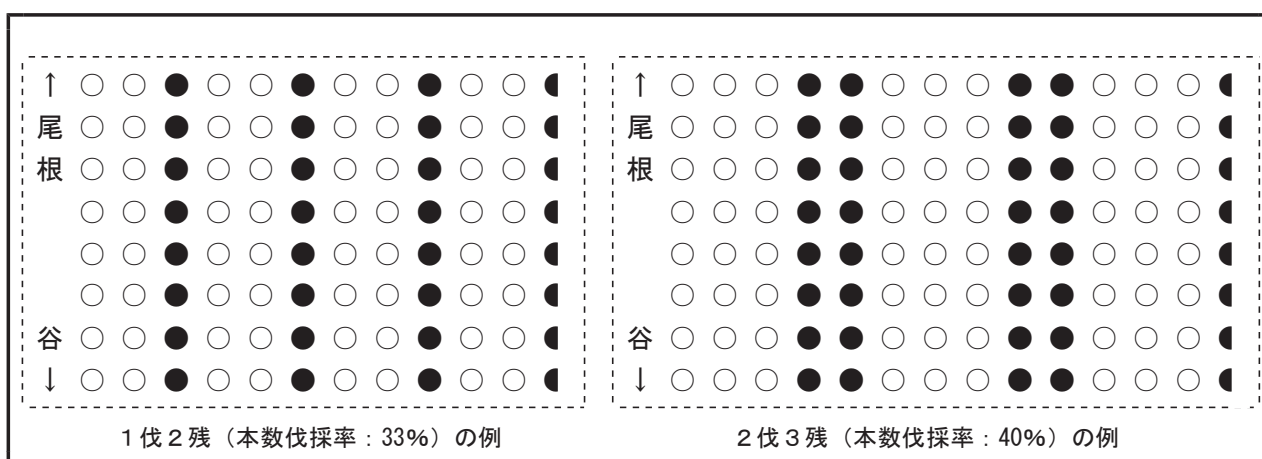
立木の成長の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るための標準的な間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法は下表のとおりである。

間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐の時期(年) 【本数伐採率】					間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	・植栽本数 3,000本 ・生産目標 一般材	15年 【26%】	20年 【28%】	25年 【26%】	※ 35年 【27%】	※ 50年 【30%】	① 生産目標、生産力及び気象条件等を考慮するとともに、林分密度管理図 ^{*1} 及び林分収穫表 ^{*2} 等によって、適正な本数及び材積になるよう実施すること。 ② 具体的な作業については、「間伐のすすめ」(昭和54年3月・宮城県林政課)及び「長伐期施業の手引」(平成6年4月・宮城県林政課)等を参考にすること。
	・植栽本数 4,500本 ・生産目標 良質柱材	10年 【14%】	16年 【20%】	21年 【25%】	30年 【22%】	※ 40年 【29%】	
ヒノキ	・植栽本数 3,000本 ・生産目標 一般材	18年 【29%】	23年 【29%】	30年 【28%】	※ 42年 【29%】	※ 65年 【28%】	
アカマツ	・植栽本数 4,000本 ・生産目標 一般材	20年 【25%】	30年 【17%】	※ 40年 【20%】	—	—	

(注) ※：標準伐期齢を超える生産目標の施業を実施する場合の間伐時期

なお、森林の状況に応じて、列状間伐の導入や高性能林業機械の活用による効率的な施業の実施を図る。



列状間伐の模式図(例) (●：伐採木、○：保残木)

*1 林分密度管理図：林木の本数と材積との定量的関係など森林の密度の法則を1つの図にまとめたもので、収穫量の予想や間伐の指針に利用される。

*2 林分収穫表：樹種別、地位(林地の生産力を表す指数)別に、林齢ごとの直径、樹高、本数、材積などを示した表で、収穫量の予測等に使用する。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、森林の保育作業を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるが、立木の成長の促進及び林分の健全化を図るために実施する標準的な保育（下刈り、除伐*・つる切り、枝打ち）の時期、回数、作業方法は下表のとおりである。

下刈りの標準的な実施年齢

樹種	実施年齢															備考
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
スギ	○	◎	◎	○	○	○										○：1回刈り ◎：2回刈り
ヒノキ	○	◎	◎	○	○	○										
アカマツ	○	◎	○	○	○											

※作業の省力化・効率化に留意し、必要に応じて回数の削減を検討する。

除伐・つる切りの標準的な実施年齢

樹種	実施年齢															備考
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
スギ				○				○								
ヒノキ			○				○									
アカマツ					○				○							

枝打ちの標準的な実施年齢

樹種	実施年齢															備考
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
スギ					○					○					○	
ヒノキ		○				○				○				○		

(3) その他必要な事項

主に木材等生産機能を発揮させる森林においては、効率的な間伐を実施するため、施業箇所の集約化を図り、高性能林業機械等を活用した作業システムの導入を推進するものとする。

* 除伐：下刈りが完了した後で侵入してきた目的外の樹木や成長の見込みのない造林木を伐り抜くこと。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する機能の充実と機能間の調整を図り、多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林に、公益的機能別施業森林と木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を設けることとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

イ 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林等の区域は市町村森林整備計画において設定されるが、区域の設定に当たっては、保安林などの法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の立地条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう）及び本書Ⅲ第2の1の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を参考にし、森林の構成・森林の有する機能・林道の整備状況・社会的要請等を勘案し、設定することとする。

なお、公益的機能別施業森林の標準的な区分は次のとおりであり、それぞれの機能の発揮に支障がないように区域を重複させることも可能である。

(イ) 面的な広がりにより発揮される機能（水源涵養機能）を重視したもの

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(ロ) 属地的に発揮される機能（山地災害防止機能、土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能）を重視したもの

a 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能、土壤保全機能を重視したもの。）

b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能を重視したもの。）

c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能を重視したもの。）

ロ 施業の方法に関する指針

(イ) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、主伐の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

(ロ) 土地に関する災害の防止機能及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

特に森林の機能の発揮を図ろうとする場合は択伐による複層林施業を行うこととする。そのほかは択伐以外の方法による複層林施業を行うこととするが、適切な伐区の形状・配置等により公益的機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢を伐期とする。）を行うことも可能であり、その際は伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林において、森林の位置及び構成、地域住民の意向等からみて、風致の優れた森林の維持又は造成が必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成することができる。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

イ 区域の設定の基準

森林の立地条件、森林の機能の評価区分及び本書Ⅲ第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を参考にし、森林の構成・森林の有する機能・林道の整備状況・社会的要請等を勘案し、設定する。また、林道からの距離や傾斜、地位級、人工林率等を基準に、この区域の中から特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定する。

ロ 施業の方法に関する指針

再生可能な資源としての重要性が高まりつつある木材等林産物を、持続的、安定的、かつ効率的に供給する観点から森林整備を推進する。この区域の森林については、地形、土壌等の自然条件や森林構成、木材の需要動向を考慮し、形質の良好な木材を安定的に生産するとともに、森林の健全性を確保し、生産目標に応じた林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等の森林整備を推進する。

具体的には、伐採に当たっては、適切な伐区^{*1}の形状、保護樹帯^{*2}の設置等に配慮するとともに、伐採跡地については、自然的条件や森林を構成している樹種に応じて、人工造林又は天然更新^{*3}を実施する。特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行う。また、効率的に森林整備を推進するため、施業の集約化や機械化に配慮するとともに、木材等の搬出及び森林の管理に不可欠な林道等の基盤整備を図る。

(3) その他必要な事項

該当なし。

*1 伐区：一団の伐採の区域

*2 保護樹帯：造林木を寒風害等から保護するため設けられた帯状の森林

*3 天然更新：天然の力によって次の世代の樹木を発生させる方法で、種子が自然に落下、発芽して成長する場合と、木の切株から発芽して成長する場合がある。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等（林業専用道を含む。以下同じ）の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道^{*1}等の開設及び改良については、本書Ⅲ第2に定める森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、林道網の骨格となる林道及び森林施業の効率的な実施に必要な林道及び林業専用道^{*2}等の計画的な整備を推進するとともに、自然条件や社会的条件がよく、将来に渡り持続的に維持・管理を行う森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの地形選択、余裕のある幅員や土場・排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

区分	路線数	延長
基幹路網	548	976
うち林業専用道	1	4

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両を想定する「林業専用道」、集材や造林等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道^{*3}」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等自然条件、事業量のまとまり等地域の特性の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、次の傾斜区分ごとの路網密度を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度(m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	85 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	25 以上
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60<50> 以上	15 以上
	架線系作業システム	20<15> 以上	15 以上
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

※「架線系作業システム」とは、林内に架線したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り下げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

※「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

※「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 路網^{*4}整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

地域における森林資源が充実しており、量的なまとまりのある伐採・搬出ができる区域とし、基幹路網^{*5}の整備と効率的な森林施業を推進する。

立地条件や森林の資源状況を勘案し、森林施業の集約化による低コストで持続的に木材を生産することができる区域とする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、路網整備にあたっては、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、宮城県林業専用道作設指針及び宮城県森林作業道作設指針に則り開設することとする。

(5) 林産物の搬出方法等

イ 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行う。

ロ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

イを踏まえ、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新に支障を生ずると認められる森林は、本計画区においては該当しない。

-
- * 1 林道：森林の内外に通じ、森林の管理及び林産物の搬出等のために作られた自動車道で、林道規程により設計・施工され、林道台帳により管理されている。
 - * 2 林業専用道：林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業等に供する自動車道で、10tトラック等に対応した規格・構造となっており、台帳により管理されている。
 - * 3 森林作業道：森林の中で、林産物の搬出及び資材の運搬等のために作られた簡易な自動車道。地形に沿って繰り返し使用に耐える丈夫な構造となっている。
 - * 4 路網：効率的な森林施業を行うため、林道を中心に網の目状に配置された複数の自動車道。
 - * 5 基幹路網：林道、林業専用道、林内公道による路網。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林の整備及び保全を着実に推進するため、森林・林業・木材産業関係者及び関係機関の合意形成を図り、施業の受委託、林業事業者の体質強化及び高性能林業機械の積極的導入を図るとともに、作業路網の整備、木材加工・流通の合理化等の条件整備を総合的に推進するよう努める。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

イ 施業集約化の推進

森林所有者との信頼関係を構築しつつ、施業内容やコストを明示する提案型の施業の普及及び定着を進め、施業集約化を推進する。

ロ 森林の施業又は経営の委託の促進

施業の集約化に取り組む者に対する長期の施業の受委託などに必要な情報の提供及び公開並びに助言、あっせんや地域協議会の開催による合意形成等により、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業者への長期の施業又は経営の委託を促進する。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、林地台帳の森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により森林資源情報の整備を促進し、面的な集約化を図る。

ハ 森林施業の共同化の促進

市町村及び森林組合等による啓発活動の促進等を通じて、森林施業を共同して行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、市町村森林整備計画に即した施業実施協定の締結等を推進する。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、森林所有者から市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については県が公表する意欲と能力のある林業経営体に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を推進する。

森林経営管理制度の円滑な推進を図るため、「宮城県森林経営管理制度推進方針」を定め、市町村支援及び意欲と能力のある林業経営者の育成等を実施することとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

イ 林業事業者の体質強化

長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体及び林業事業者の育成に向けて、ICTを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営基盤や経営力の強化等を一体的かつ総合的に推進する。

ロ 林業就業者の養成・確保

林業就業者の通年雇用化や社会保険の加入促進、技能等の客観的評価の促進等を図るとともに、社会保険等への加入促進など就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に努める。

また、林業就業者に対して段階的・体系的研修により「キャリア形成支援」を行い、間伐や道づくりを効率的に行える現場技能者としての育成に努める。

一方、新規就業の円滑化を図るため、就業希望者等を対象とした技能・技術研修等を実施するなど、「林業労働力確保支援センター^{*1}」を中心として林業関係団体等が密接に連携し、林業への就業の促進を図る。

あわせて、地域の実情に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適切な受入れ等に取り組む。

*1 林業労働力確保支援センター：林業への就業希望者の相談、林業従事者の技能研修の実施など、林業労働力の確保・育成の事業を実施する団体

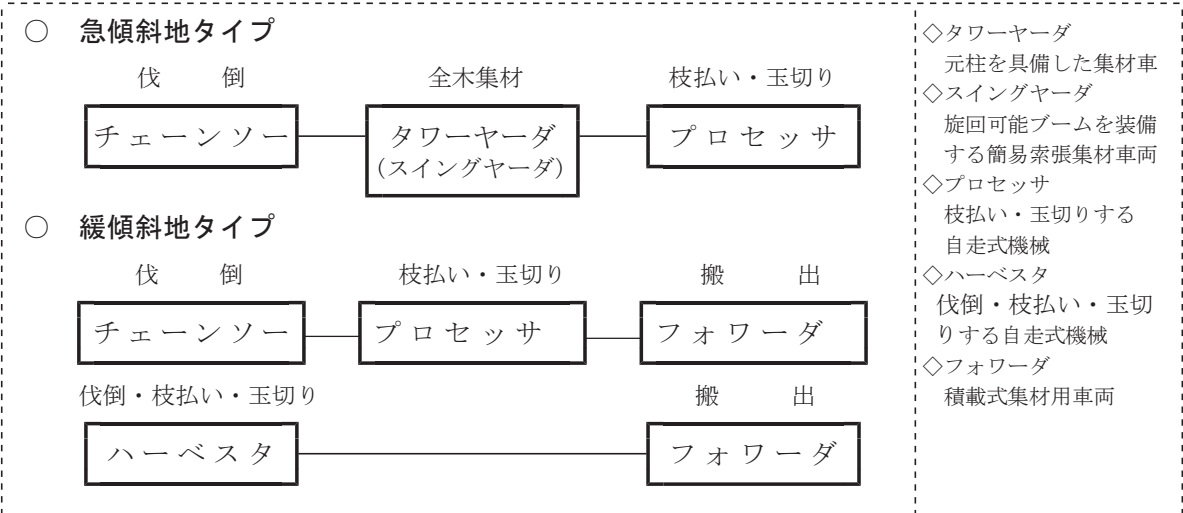
ハ 林業後継者の育成

農林家の後継者等が林業への関心を持ち、林業に就業する環境を整備するとともに、林業研究グループ*1等若手林業後継者の活動を育成・支援し、林業後継者を育成する。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

素材生産性の向上、労働安全性の向上及び労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械の導入を推進する。導入に当たっては、伐採搬出作業等を主体とする森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、高性能林業機械を活用した効果的な作業システムの整備、普及及び定着を推進するとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる機械作業オペレーターの養成及び機械の共同利用化等を推進する。この場合、より効率的な作業が展開できるような路網体系の整備を同時に推進するものとする。

地形等の特性に応じた標準的な機械作業システム



(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

イ 木材の流通・加工体制の整備

森林組合・素材生産業者等の事業者が、流域を単位として計画的な木材生産を推進し、共同出材等により出材ロットの拡大を図るとともに、地域における熱利用及び熱電供給等に向けた関係者等の連携体制の構築など、合板工場をはじめとした大口需要者に対する木材の安定供給体制の整備に努める。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

木材の加工については、生産方式の合理化による低コスト化や高付加価値化を推進するとともに、事業の共同化、銘柄化の体制の整備に努める。

ロ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林、また、川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産流通システムの確立等を図るため、「流域森林・林業活性化センター*2」が中心となり、地域材の産地化形成の推進などについて地域の関係者の合意形成に努める。

(6) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の就業機会の創出や生活環境の整備等により、山村地域における定住促進を図るとともに、レクリエーションや環境教育の場としての森林空間の総合的な利用を推進し、都市と山村の交流促進を図ることとする。また、自伐林家や地域住民、NPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を推進する。

*1 林業研究グループ：林業の経営改善や技術の向上のため、地域の林業後継者が中心となって結成された研究グループ

*2 流域森林・林業活性化センター：林業・木材産業の振興を図るため、流域ごとに関係者の合意形成の場として県、市町村、林業団体、木材関連団体などで組織された任意団体。本県では宮城南部と宮城北部の二つのセンターがある。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備、干害防備、雪崩防止、落石防止及び魚つきの各保安林*¹に指定されている森林については、樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意することとし、その地区及び面積等については、別表のとおり定める。

なお、伐採種を定めていない区域の立木の伐採に当たっては、森林の持つ公益的機能の低下を防止するため、極力皆伐を避けるとともに、伐採箇所を小面積とし分散させるよう努める。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

地形、地質、土壌等から判断して、搬出方法によっては土砂の崩壊などのおそれがあり、搬出方法を特定しなければ林地の保全に支障が生ずる森林については、本計画区において該当しない。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の形質の変更に当たっては、森林の適正な保全と利用の調和に留意するものとする。

なお、地域の水源として依存度の高い森林や良好な自然環境を形成する森林等で、居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林については、他用途への転用は極力避ける。また、土砂流出、土砂崩壊、水害等の防止、地域における水資源の確保及び環境の保全を図るため、その態様等に応じ、土留工等の防災施設及び貯水池等を適正に配置する。太陽光発電設備を設置する場合には、小規模の林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げなど、改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、宮城県知事が指定する規制区域*²の森林の土地においては、森林の谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

*¹ 保安林：水源の涵養、土砂の流出その他災害の防備、レクリエーションの場の提供など公共の目的を達成するため、立木の伐採や土地の形質の変更などに一定の制限が課せられた森林

*² 規制区域：市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定する「宅地造成等工事規制区域」と、市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定する「特定盛土等規制区域」からなる。宮城県では、令和7年度に当該区域の指定及び許可等業務の開始を予定している。

別表 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

(単位 面積: ha)

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考
市 町 村				
計 画 区 総 数		47,049.45		
仙台地方振興 事務所管内	富 谷 市	70.50	森林が有する水源かん養、土砂流出防 止、土砂崩壊防止等の機能が低下しないよ うに適正な管理及び適切な施業の実施を図 ること。	
	大 和 町	2,599.64		
	大 郷 町	395.16		
	大 衡 村	128.78		
計	3,194.08			
北部地方振興 事務所管内	大 崎 市	7,262.14		
	旧 古 川 市	1.80		
	旧 松 山 町	304.22		
	旧 三 本 木 町	74.01		
	旧 鹿 島 台 町	517.69		
	旧 岩 出 山 町	1,202.30		
	旧 鳴 子 町	4,994.00		
	旧 田 尻 町	168.12		
	色 麻 町	1,305.03		
	加 美 町	11,225.01		
	旧 中 新 田 町	600.97		
	旧 小 野 田 町	5,028.24		
	旧 宮 崎 町	5,595.80		
涌 谷 町	13.06			
計	19,805.24			
北部地方振興 事務所管内	栗 原 市	12,021.47		
	旧 築 館 町	47.48		
	旧 若 柳 町	45.48		
	旧 栗 駒 町	5,845.10		
	旧 高 清 水 町	9.72		
	旧 一 迫 町	539.78		
	旧 鶯 沢 町	1,355.74		
	旧 金 成 町	242.29		
旧 花 山 村	3,935.88			
計	12,021.47			
東部地方振興 事務所管内	石 巻 市	2,639.09		
	旧 石 巻 市	460.80		
	旧 河 北 町	254.14		
	旧 雄 勝 町	1,018.40		
	旧 河 南 町	40.67		
	旧 桃 生 町	1.97		
	旧 北 上 町	464.80		
	旧 牡 鹿 町	398.31		
	東 松 島 市	129.61		
	旧 矢 本 町	20.91		
	旧 鳴 瀬 町	108.70		
女 川 町	424.52			
計	3,193.22			
登米地方振興 事務所管内	登 米 市	4,961.34		
	旧 迫 町	22.76		
	旧 登 米 町	947.13		
	旧 東 和 町	2,525.35		
	旧 中 田 町	18.52		
	旧 米 山 町	45.53		
	旧 津 山 町	1,402.05		
計	4,961.34			
気仙沼地方振興 事務所管内	気 仙 沼 市	2,856.92		
	旧 気 仙 沼 市	1,536.88		
	旧 唐 桑 町	125.97		
	旧 本 吉 町	1,194.07		
	南 三 陸 町	1,017.18		
	旧 志 津 川 町	763.75		
	旧 歌 津 町	253.43		
計	3,874.10			

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため、保安林を計画的に配備するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を図る。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の機能を発揮させるため保安施設事業^{*1}を行う必要がある場合、保安施設地区^{*2}を指定する。

(3) 治山事業^{*3}の実施に関する方針

近年頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方にたち、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るとともに、計画的に治山施設を整備する。また、流域治水の取組と連携した浸透・保水機能の維持・向上や流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダム⁴の設置、根系の発達を促す間伐等の森林整備、渓流域での危険木の伐採などに取り組むこととする。

なお、東北地方太平洋沖地震に伴う津波により甚大な被害を受けた海岸防災林の整備に当たっては、防潮工、植栽工等について津波に対する被害の軽減効果等を考慮しつつ実施することとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林^{*4}については、本書Ⅲの第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項、同書Ⅲの第3の1に定める森林の立木竹の伐採に関する事項、Ⅲの第3の2に定める造林に関する事項、同書Ⅲの第3の3に定める間伐及び保育に関する事項に則し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林^{*5}とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとする。

*1 保安施設事業：保安林の指定された目的が達成されるよう行われる、山地治山、防災林造成、保安林整備等の事業の総称。

*2 保安施設地区：保安施設事業を行う必要がある場合、事業地及び周辺森林等を指定した地区であり、一定期間経過後保安林に転換される。

*3 治山事業：「保安施設事業」と「地すべり防止工事に関する事業」の総称。

*4 特定保安林：機能が低位で、全国森林計画で定める要件すべてを満たすとして農林水産大臣に指定された保安林

*5 要整備森林：特定保安林の区域内で、林木の生育の状況等からみて機能の発揮が低位な状態で、気象、土壌等の自然条件、林道等整備状況、指定施業要件の内容、当該地域の林業技術水準からみて森林所有者等に施業を実施させることが相当、かつ、施業実施により早期に機能の回復・増進が図られるもの。

3 鳥獣害の防止に関する事項

伐採後の適確な更新及び造林木の着実な育成を確保し、森林の有する公益的機能の維持を図るため、鳥獣害がある森林又は鳥獣害発生のおそれがある森林に、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設けるとともに、区域内における鳥獣害防止対策を推進するものとする。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

イ 区域の設定の基準

鳥獣害防止森林区域については、ニホンジカを対象鳥獣とし、市町村森林整備計画において設定されるが、区域の設定に当たっては、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、「森林生態系多様性基礎調査」の結果を基本とし、「宮城県ニホンジカ管理計画」、研究論文等の文献、市町村における森林被害又は生息状況に関する情報等を勘案し、設定することとする。

ロ 鳥獣害の防止に関する方針

鳥獣害防止森林区域における森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、ニホンジカによる森林被害や生息状況等の地域の実情に応じて、防護柵の設置や森林モニタリングの実施等の植栽木の保護措置又は銃器やわなを用いた捕獲等による鳥獣害の防止の方法を選定し、適切な鳥獣害防止対策を推進するものとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図るものとする。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林や針広混交林造成等により病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備を図るとともに、日常の管理を通じて森林の保護等の充実に努めることとする。

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

松くい虫被害については、感染源の早期駆除や樹種転換を進めるなど、被害まん延防止策の徹底を図ることとし、地域による防除の重点化や被害程度に応じた対策を推進する。

また、ナラ枯れ被害対策については、監視体制の強化や被害木の早期駆除を進めるなど、被害の拡大防止に努める。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域以外におけるニホンジカによる森林被害については、鳥獣保護管理施策や鳥獣被害対策等と連携を図りつつ、森林被害のモニタリングや被害対策等の取組を進めるとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図ることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、山火事パトロール等を適時適切に実施するとともに、防火線及び防火樹帯等の整備、標識等の設置及び地域住民への普及啓発を図る。

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項等に従うものとする。

第5 保健機能森林の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」第5条に規定する保健機能森林の区域等は、次の基準により「市町村森林整備計画」において定める。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林の区域は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、森林レクリエーションの場として活用され、今後、森林保健施設整備が行われる見込みのある森林について定める。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止等の機能の低下を防止するため、広葉樹の植栽や複層林施業を積極的に実施する。
また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に実施する。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設は、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮するとともに、地域の実状、利用者の意向等を踏まえて整備する。

施設の総量規制及び技術的基準は「森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則（平成2年4月27日農林水産省令第18号）」によることとする。また、施設に係る建築物の高さは、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高）未満とし、期待平均樹高は市町村森林整備計画において定める。

第6 計画量等

1 伐採立木材積

(単位 材積：千m³)

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	6,291	5,754	537	4,600	4,063	537	1,691	1,691	-
前半5か年の計画量	3,418	3,114	304	2,388	2,084	304	1,030	1,030	-

2 間伐面積

(単位 面積：ha)

区 分	間伐面積
総 数	27,000
前半5か年の計画量	16,400

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

(単位 面積：ha)

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	14,323	4,029
前半5か年の計画量	7,384	2,608

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 林道の開設

(単位 延長：km、面積：ha)

事務所	市町村	種類	区分	対 図 番 号	路 線 名 及び路線数	延 長	利用区域面積	うち前半5年分	備 考	
計画区総数		自動車道			50 路線	117.7	11,839			
仙台地方振興 事務所管内	大和町	自動車道		1	下原～石倉線	12.3	3,750			
		〃		2	長倉山線	1.5	196			
		〃		3	佐手山線	1.5	175			
		〃	林業専用道	4	上嘉太神線	4.0	320			
		〃		5	七ツ森湖～泉ヶ岳線	4.0	120	○		
	計				5 路線	23.3	4,561			
合計	自動車道			5 路線	23.3	4,561				
北部地方振興 事務所管内	色麻町	自動車道		1	中ノ岫線	1.0	120			
		〃		2	天ヶ岡線	1.0	88			
		〃		3	大谷地線	2.0	117			
	計				3 路線	4.0	325			
合計	自動車道			3 路線	4.0	325				
北部地方振興事務所 栗原地域事務所管内	栗原市	自動車道		1	沼ヶ森線	5.0	620		(旧栗駒町)	
		〃		2	大槻～駒堂線	1.6	54		(〃)	
		〃		3	内屋敷線	2.1	35		(〃)	
		〃		4	兔田～西山線	1.5	45		(〃)	
						(小計)	10.2	754		
		自動車道		5	大土森～虚空蔵線	1.1	25		(旧鶯沢町)	
						(小計)	1.1	25		
		自動車道		6	二反田～下畑線	6.9	556		(旧花山村)	
		〃		7	大土森～虚空蔵線	1.8	43		(〃)	
	〃		8	御嶽山線	4.0	46		(〃)		
				(小計)	12.7	645				
合計	自動車道			8 路線	24.0	1,424				
東部地方振興事務所管内	東松島市	自動車道		1	滝山線	0.5	19		(旧矢本町)	
		計			1 路線	0.5	19			
	女川町	自動車道		1	女川北線	17.0	1,200	○		
		〃		2	石投線	0.7	198	○		
		〃		3	新田線	1.1	286	○		
		〃		4	御前1号線	1.0	380			
		〃		5	指ヶ浜線	0.4	56			
	計				5 路線	20.2	2,120			
	合計	自動車道			6 路線	20.7	2,139			

(単位 延長：km、面積：ha)

事務所	市町村	種類	区分	対 図 番 号	路 線 名 及 び 路 線 数	延 長	利用区域面積	うち前半5年分	備 考	
登米地方振興事務所管内	登米市	自動車道		1	北 沢 線	1.3	159		(旧登米町)	
		"		2	金成沢九九線	1.1	42		(")	
		"		3	竹の沢明通沢線	2.5	59		(")	
		"	林業専用道	4	山 田 線	1.4	338	○	(旧登米町)	
		"	"	5	中 山 1 号 線	0.9	111	○	(")	
		"	"	6	中 山 2 号 線	1.0	92	○	(")	
		"	"	7	五 郎 峯 線	0.7	104	○	(")	
						(小計)	8.9	905		
		自動車道		8	海 無 沢 線	1.5	259		(旧東和町)	
		"		9	獅 子 鼻 線	1.1	296		(")	
		"		10	町 裏 線	0.5	138		(")	
		"		11	小 出 沢 線	1.0	57		(")	
		"	林業専用道	12	鋤 赤 天 神 線	3.3	364	○	(")	
		"	"	13	蚕 飼 山 西	1.1	264	○	(")	
						(小計)	8.5	1,378		
		自動車道		14	宮 田 線	1.2	38		(旧津山町)	
	"		15	西 風 沢 線	1.6	61		(")		
	"		16	桑の沢～物見石線	0.5	21		(")		
					(小計)	3.3	120			
	合 計	自動車道			16	路線	20.7	2,403		
気仙沼地方振興事務所管内	気仙沼市	自動車道		1	岩 井 堂 大 洞 線	4.0	114		(旧気仙沼市)	
		"		2	安 波 山 線	1.5	52		(")	
		"		3	洞 木 太 田 線	4.0	156		(")	
		"		4	猿 岩 線	5.0	229		(")	
		"		5	物 見 線	1.3	60		(")	
						(小計)	15.8	611		
		自動車道		6	小 鯖 線	0.8	19		(旧唐桑町)	
						(小計)	0.8	19		
	計				6	路線	16.6	630		
	南三陸町	自動車道		1	大 久 保 線	1.5	39		(旧志津川町)	
		"		2	内 山 2 号 線	1.0	38		(")	
		"		3	保 呂 羽 南 面 線	1.5	60		(")	
		"		4	惣 内 山 西 線	2.0	100		(")	
						(小計)	6.0	237		
		自動車道		5	ブ ド ウ 沢 線	0.9	58		(旧歌津町)	
		"		6	刈 松 辺 線	1.5	62		(")	
					(小計)	2.4	120			
計				6	路線	8.4	357			
合 計	自動車道			12	路線	25.0	987			

(2) 林道の拡張

(単位 延長：km、面積：ha)

区分	市町村	種類	区分	番号	路線名 及び路線数	改良 箇所数	舗装 延長	利用区 面積	うち前半5年 分	備考
計画区総数		自動車道		98 路線		144	87.4	16,956		
仙台地方振興事務所管内	大和町	自動車道 (改良)		1	湯名沢線	4	-	99	○	橋梁・局部
		〃		2	檀ノ下線	1	-	228	○	〃
		〃		3	嘉太神線	3	-	415	○	〃
		〃		4	兵士ヶ原線	2	1.2	86	○	〃
		〃		5	鍛冶屋敷線	1	1.3	55	○	〃
		〃		6	長倉山線	2	-	218		〃
		〃		7	宮床ダム右岸線	1	0.8	71		〃
		計		7 路線		14	3.3	1,172		
	合計	自動車道		7 路線		14	3.3	1,172		
北部地方振興事務所管内	大崎市	自動車道 (改良)		1	桑折線	1	-	32		局部 (旧三本木町)
				(旧三本木町小計)		1	-	32		
		自動車道 (改良)		2	前田沢線	1	-	48		幅員拡張(旧松山町)
		〃		3	大黒森線	1	-	42		〃 (〃)
				(旧松山町小計)		2	-	90		
		自動車道 (改良)		4	眺目～向山線	1	1.2	1,116	○	舗装打換(旧岩出山町)
				(旧岩出山町小計)		1	1.2	1,116		
	計		4 路線		4	1.2	1,238			
	色麻町	自動車道 (改良)		1	青野～岳山線	1	-	189	○	局部
		計		1 路線		1	-	189		
	加美町	自動車道 (改良)		1	白沼線	1	4.0	577		局部(旧小野田町)
				(旧小野田町小計)		1	4.0	577		
		自動車道 (改良)		2	道沖線	1	-	343	○	幅員拡張(旧宮崎町)
		〃		3	天山2号線	1	-	58		〃 (〃)
		〃		4	地蔵線	1	-	441		〃 (〃)
		〃		5	宇土沼線	1	0.3	134		局部(〃)
				(旧宮崎町小計)		4	0.3	976		
	計		5 路線		5	4.3	1,553			
	合計	自動車道		10 路線		10	5.5	2,980		
	栗原市 <small>栗原地域振興事務所管内</small>	栗原市	自動車道 (改良)		1	木売沢線	1	1.9	43	
				(旧若柳町小計)		1	1.9	43		
自動車道 (改良)				2	花山～文字線	4	-	664		局部(旧栗駒町)
〃				3	古吹平～内峰線	2	1.1	287		局部(〃)
〃		4	脇の下線	-	0.3	73		(〃)		

(単位 延長：km、面積：ha)

区分	市町村	種類	区分	番号	路線名 及び路線数	改良 箇所数	舗装 延長	利用区 域面積	うち前半5年 分	備考	
北部地方振興事務所 栗原地域事務所管内	栗原市	自動車道 (改良)		5	山田線	1	0.4	93		局部(〃)	
		〃		6	津花線	1	0.4	159		〃(〃)	
		〃		7	金丁～細越線	-	1.2	109		(〃)	
		〃		8	割沼線	-	2.0	77		(〃)	
		〃		9	似坂線	-	2.2	156		(〃)	
							(旧栗駒町小計)	8	7.6	1,618	
		自動車道 (改良)		10	六ツ寺線	1	0.7	46		幅員拡張(旧一迫町)	
		〃		11	浦の沢線	1	1.5	45		〃(〃)	
		〃		12	入の沢線	1	0.9	20		〃(〃)	
		〃		13	寺東線	1	0.8	36		〃(〃)	
		〃		14	小古線	1	0.2	153		舗装(〃)	
							(旧一迫町小計)	5	4.1	300	
		自動車道 (改良)		15	大土森線	3	2.8	71		路盤・排水(旧鶯沢町)	
		〃		16	飯の森線	1	1.2	26		〃(〃)	
		〃		17	向山線	1	1.4	32		〃(〃)	
		〃		18	保網線	1	1.5	64		〃(〃)	
		〃		19	久保山支線	1	1.3	20		〃(〃)	
		〃		20	黒森線	2	1.9	56		〃(〃)	
		〃		21	八沢線	1	1.6	42		〃(〃)	
							(旧鶯沢町小計)	10	11.7	311	
		自動車道 (改良)		22	伊勢堂線	-	1.5	79		(旧金成町)	
							(旧金成町小計)	-	1.5	79	
		自動車道 (改良)		23	花山～文字線	12	-	719		局部(旧花山村)	
		〃		24	金沢線	3	1.8	565		局部・幅員拡張(〃)	
		〃		25	早坂線	-	0.5	66		舗装打換(〃)	
		〃		26	大平線	-	0.6	43		舗装(〃)	
		〃		27	天狗森線	-	0.3	57		舗装(〃)	
					(旧花山村小計)	15	3.2	1,450			
合計		自動車道			27 路線	39	30.0	3,801			
東部地方振興事務所管内	東松島市	自動車道 (改良)		1	大島沖下線	1	0.5	4		局部(旧矢本町)	
		〃		2	滝山線	-	0.4	19		(〃)	
							(旧矢本町小計)	1	0.9	23	
		自動車道 (改良)		3	鷹の巣山線	-	1.7	57		(旧鳴瀬町)	
							(旧鳴瀬町小計)	-	1.7	57	
	計				3 路線	1	2.6	80			
	女川町	自動車道 (改良)		1	大沢線	1	3.4	303	○	局部・幅員拡張	
		〃		2	女川京ヶ森線	10	-	1,086	○	局部改良	
		〃		3	針浜線	5	0.6	264	○	局部改良	
	計				3 路線	16	4.0	1,653			
合計		自動車道			6 路線	17	6.6	1,733			

(単位 延長：km、面積：ha)

区分	市町村	種類	区分	番号	路線名 及び路線数	改良 箇所数	舗装 延長	利用 区 面積	うち前半5年 分	備 考	
東部 登米 地方 振興 事務 所 管内	登米市	自動車道 (改良)		1	海無沢線	1	0.7	259		法面保全(旧東和町)	
		"		2	宮の沢線	1	-	86		橋梁・局部(")	
		"		3	赤沢線	1	-	130		局部(")	
		"		4	富沢線	1	-	90		橋梁・局部(")	
		"		5	末田～馬の足線	1	-	40		法面保全(")	
		"		6	峡線	1	-	105		排水(")	
		"		7	細野～相川線	1	-	147		法面保全(")	
							(旧東和町小計)	7	0.7	857	
		自動車道 (改良)		8	鎌沢線	3	-	70		法面保全・局部(旧津山町)	
		"		9	大柳津線	1	-	236		幅員拡張・橋梁(")	
		"		10	黄金宮線	1	-	52		幅員拡張・橋梁(")	
		"		11	水沢線	1	-	134		"(")	
		"		12	竹の沢線	1	-	362		幅員拡張・橋梁(旧津山町)	
		"		13	権口	1	-	136		排水(")	
		"		14	石貝大沢	1	-	423		排水(")	
		"		15	金屑沢	1	-	95		排水(")	
		"		16	茶畑	1	-	169		排水(")	
		"		17	小金沢	1	-	51		排水(")	
		"		18	大芝沢	1	-	138		排水(")	
		"		19	餅田沢	1	-	101		排水(")	
		"		20	大畑1号	1	-	92		排水(")	
		"		21	物見石	1	-	113		排水(")	
		"		22	野尻	1	-	101		排水(")	
		"		23	手洗沢	1	-	68		排水(")	
		"		24	火の沢	1	-	25		排水(")	
					(旧津山町小計)	19	-	2,366			
	合計	自動車道			24 路線	26	0.7	3,223			
気仙沼 地方 振興 事務 所 管内	気仙沼市	自動車道 (改良)		1	府中線	1	0.5	117		局部(旧気仙沼市)	
		"		2	源氏沢線	2	2.0	257		橋梁・局部(")	
		"		3	安波山線	1	1.5	52		局部(")	
		"		4	黒森線	1	4.7	112		法面保全(")	
		"		5	手長洞木線	2	1.0	304		局部(")	
		"		6	早稲谷官代入線	5	2.2	94		法面保全(")	
		"		7	篠沢黒森線	1	0.5	487		局部(")	
							(旧気仙沼市小計)	13	12.4	1,423	
		自動車道 (改良)		8	陣ヶ森線	3	3.3	79		法面保全(旧唐桑町)	
		"		9	立神線	1	-	63		(")	
		"		10	日向貝線	2	-	93		局部(")	
							(旧唐桑町小計)	6	3.3	235	
		自動車道 (改良)		11	稲持線	1	0.3	271		局部(旧本吉町)	
		"		12	平山線	1	3.2	211	○	幅員拡張(")	
		"		13	岩帯午王野沢線	-	2.0	91		(")	
		"		14	表山田線	-	1.9	566		(")	
		"		15	小松倉線	1	-	73		局部(")	
							(旧本吉町小計)	3	7.4	1,212	
	計				15 路線	22	23.1	2,870			

(単位 延長：km、面積：ha)

区分	市町村	種類	区分	番号	路線名 及び路線数	改良 箇所数	舗装 延長	利用区 域面積	うち前半5年 分	備考	
気仙沼地方 振興事務所 管内	南三陸町	自動車道 (改良)		1	蛇王線	3	3.8	185		幅員拡張(旧志津川町)	
		"		2	主田沢線	1	1.5	72		"(")	
		"		3	磯の沢線	2	2.5	162		"(")	
		"		4	内山線	1	1.1	46		"(")	
		"		5	脇の沢線	2	2.2	89		"(")	
		"		6	並石線	1	1.8	135		"(")	
		"		7	金ヶ沢線	3	4.0	326		"(")	
		"		8	保呂羽山線	2	-	117		法面保全()	
		"		9	大沢線	1	1.3	45		幅員拡張()	
						(旧志津川町小計)		16	18.2	1,177	
			計		9 路線		16	18.2	1,177		
		合計	自動車道		24 路線		38	41.3	4,047		

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

イ 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位 面積：ha)

保安林の種類		面積	うち前半5年分	備考
計画区総数（実数）		49,438	48,613	期首面積 47,836
内 訳	水源涵養のための保安林*1	37,116	36,386	期首面積 35,661
	災害防備のための保安林*2	11,145	11,050	期首面積 10,996
	保健、風致の保存等のための保安林*3	3,359	3,359	期首面積 3,362

(注) 2以上の目的を達成するために指定された保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計と一致しない。

(注) 各計画期末面積は、期首面積を基準として、ロに記載の指定・解除を実行した面積である。

*1水源涵養のための保安林：ロでは「水源かん養保安林」が該当する

*2災害防備のための保安林：ロでは「土砂流出防備保安林」、「土砂崩壊防備保安林」、「潮害防備保安林」、「飛砂防備保安林」、「干害防備保安林」が該当する

*3保健、風致の保存等のための保安林：ロでは「魚つき保安林」が該当する

ロ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

(単位 面積：ha)

指定解除別	種類	森林の所在		面積	うち前半5年分	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域				
指 定	計画区 総 数 (指 定)			1,650	825		
	水 源 かん 養 保 安 林	大 和 町		30	10	水 源 の 涵 養 かん	
		大 郷 町		30	15		
		仙台地方振興事務所管内 計		60	25		
		大 崎 市		300	150		
		色 麻 町		50	20		
		加 美 町		160	50		
		北部地方振興事務所管内 計		510	220		
		栗 原 市		400	250		
		北部・栗原地域事務所管内 計		400	250		
		石 巻 市		100	50		
		女 川 町		50	25		
		東部地方振興事務所管内 計		150	75		
		登 米 市		260	120		
		東部・登米地域事務所管内 計		260	120		
	気 仙 沼 市		50	25			
	南 三 陸 町		30	15			
	気仙沼地方振興事務所管内 計		80	40			
	合 計		1,460	730			
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	大 崎 市		20	10	土 砂 流 出 の 防 備	
加 美 町			10	7			
北部地方振興事務所管内 計		30	17				
登 米 市			40	20			
東部・登米地域事務所管内 計		40	20				
合 計		70	37				

(単位 面積 : ha)

指定 解除 別	種 類	森林の所在		面 積	うち前半5年分	指定又は解除 を必要とする 理 由	備考
		市 町 村	区 域				
指 定	土砂崩壊防備 保 安 林	大 崎 市		10	2	土砂崩壊の防備	
		北部地方振興事務所管内 計		10	2		
		栗 原 市		5	3		
		北部・栗原地域事務所管内 計		5	3		
		気 仙 沼 市		10	3		
		南 三 陸 町		20	10		
		気仙沼地方振興事務所管内 計		30	13		
	合 計		45	18			
	潮 害 防 備 保 安 林	石 卷 市		5	5	潮害の防備	
		東部地方振興事務所管内 計		5	5		
気 仙 沼 市			70	35			
気仙沼地方振興事務所管内 計		70	35				
合 計		75	40				
解 除	計 画 区 総 数 (解 除)			48.48	48.48		
	水 源 かん養 保 安 林	大 崎 市		0.63	0.63	指定理由の消滅	
		加 美 町		3.13	3.13		
		北部地方振興事務所管内 計		3.76	3.76		
		登 米 市		0.86	0.86		
		東部・登米地域事務所管内 計		0.86	0.86		
		気 仙 沼 市		0.02	0.02		
		気仙沼地方振興事務所管内 計		0.02	0.02		
	合 計		4.64	4.64			
	土砂流出防備 保 安 林	大 崎 市		0.08	0.08	指定理由の消滅	
		北部地方振興事務所管内 計		0.08	0.08		
		合 計		0.08	0.08		
	土砂崩壊防備 保 安 林	石 卷 市		0.71	0.71	指定理由の消滅	
		東部地方振興事務所管内 計		0.71	0.71		
		合 計		0.71	0.71		
	飛 砂 防 備 保 安 林	石 卷 市		38.91	38.91	指定理由の消滅	
		東部地方振興事務所管内 計		38.91	38.91		
		合 計		38.91	38.91		
	潮 害 防 備 保 安 林	気 仙 沼 市		1.45	1.45	指定理由の消滅	
		気仙沼地方振興事務所管内 計		1.45	1.45		
		合 計		1.45	1.45		
	干 害 防 備 保 安 林	大 崎 市		0.03	0.03	指定理由の消滅	
		北部地方振興事務所管内 計		0.03	0.03		
		登 米 市		0.05	0.05		
		東部・登米地域事務所管内 計		0.05	0.05		
		合 計		0.08	0.08		
	魚 づ 安 保 安 林	石 卷 市		0.24	0.24	指定理由の消滅	
女 川 町			0.30	0.30			
東部地方振興事務所管内 計		0.54	0.54				
気 仙 沼 市			1.84	1.84			
南 三 陸 町			0.23	0.23			
気仙沼地方振興事務所管内 計		2.07	2.07				
合 計		2.61	2.61				

ハ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

(単位 面積 : ha)

種 類	指 定 施 業 要 件 の 整 備 区 分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植 栽 の 変更面積
水 源 かん養 保 安 林			5,800	3,000	4,700
土砂流出防備 保 安 林			3,800	1,000	3,300
土砂崩壊防備 保 安 林				100	100
潮 害 防 備 保 安 林				100	
干 害 防 備 保 安 林			500	200	400
魚 つ き 保 安 林			300	700	
保 安 健 保 安 林			200	300	
風 安 致 保 安 林			100	200	

(2) 保安施設として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

・該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

(単位 地区)

森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主な工種	備 考
市 町 村	区 域		うち前半5年分		
計 画 区 総 数		310	186		
仙 台 地 方 振 興 事 務 所 管 内	富 谷 市	杉ノ入	1	0	山腹工
	大 和 町	旦ノ原 外	10	4	溪間工 外
	大 郷 町	田の入沢 外	7	3	溪間工 外
	大 衡 村	牛野沢	1	0	溪間工
	計		19	7	
北 部 地 方 振 興 事 務 所 管 内	大 崎 市		62	34	
	旧松山町	千石沢 外	6	2	溪間工 外
	旧三本木町	坂の森沢 外	5	2	山腹工 外
	旧鹿島台町	大迫	3	2	森林整備
	旧岩出山町	下金沢 外	12	7	山腹工 外
	旧鳴子町	末沢 外	30	19	山腹工 外
	旧田尻町	赤山沢 外	6	2	溪間工 外
	色 麻 町	小栗山 外	10	5	森林整備 外
	加 美 町		35	15	
	旧中新田町	岩滝 外	3	2	溪間工 外
	旧小野田町	内野 外	17	6	山腹工 外
	旧宮崎町	寒風沢分校 外	15	7	山腹工 外
	涌 谷 町	柳沢 外	8	3	溪間工 外
計		115	57		
栗 北 地 方 振 興 事 務 所 管 内	栗 原 市		86	63	
	旧若柳町	武鎗	1	1	山腹工 外
	旧栗駒町	文字高山 外	37	19	溪間工 外
	旧一迫町	川口 外	3	3	溪間工 外
	旧鶯沢町	北郷的場 外	14	13	森林整備 外
	旧金成町	有壁字長根 外	6	4	森林整備 外
	旧花山村	本沢温湯 外	25	23	山腹工 外
計		86	63		

(単位 地区)

森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主な工種	備 考
市 町 村	区 域		うち前半5年分		
東部 地方振興 事務所管内	石 巻 市		21	11	
	旧石巻市	湊 外	4	2	山腹工
	旧河北町	長面 外	2	2	森林整備 外
	旧雄勝町	水浜 外	3	1	溪間工 外
	旧河南町	和渕 外	4	2	溪間工 外
	旧北上町	十三浜 外	3	2	溪間工 外
	旧牡鹿町	鮎川浜 外	5	2	森林整備 外
	東 松 島 市		7	5	
	旧矢本町	矢本 外	2	2	山腹工 外
	旧鳴瀬町	浅井 外	5	3	山腹工 外
女 川 町	鷲神浜 外	6	3	山腹工 外	
計		34	19		
東部 地域振興 事務所管内	登 米 市		31	15	
	旧登米町	馬鞍沢 外	9	5	溪間工 外
	旧東和町	舟井沢 外	18	7	溪間工 外
	旧津山町	参口沢 外	4	3	溪間工 外
計		31	15		
気仙沼 地方振興 事務所管内	気 仙 沼 市		15	15	
	旧気仙沼市	田中浜 外	11	11	防潮工 外
	旧本吉町	沖ノ田 外	4	4	森林整備 外
	南 三 陸 町		10	10	
	旧志津川町	入大船沢 外	5	5	山腹工 外
	旧歌津町	長須賀 外	5	5	溪間工 外
計		25	25		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

イ 保安林

(イ) 水源かん養保安林

施業方法	その他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。</p> <p>3 伐採できる立木の林齢は、市町村森林整備計画で定める標準伐採期齢以上のものとする。 ただし、指定施業要件により特例を設けたものについては、この限りでない。</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>間伐できる箇所は、主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、原則として省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>1 皆伐による場合</p> <p>(1) 伐採年度において皆伐による伐採をすることができる面積同一の単位とする保安林の区域面積を、更新期待樹種の標準伐採期齢で除した面積とする。 ただし、前伐採年度の当該地域の伐採につき許可された面積が前記の面積に達しない場合には、その達するまでの面積を加えて得た面積とする。</p> <p>(2) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる、1箇所当たりの面積の限度 20ha以下とする。</p> <p>2 択伐による場合</p> <p>伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えた時の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じた材積とする。 植栽義務が定められている森林について伐採することができる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えた時の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が10分の4を超えるときは、10分の4とする。）を乗じた材積とする。 ただし、指定後最初に行う択伐の択伐率は、指定施業要件を定める者が必要に応じて定める係数を、10分の3（植栽義務が定められている森林については10分の4）に乗じて算出する。</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>伐採年度ごとに間伐をすることができる立木の材積は当該年度の初日における森林の立木の材積の10分の2又は10分の3.5を超えず、かつ、伐採後おおむね5年後において樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。</p> <p>◎ 植 栽</p> <p>1 方 法</p> <p>満1年以上の苗を、おおむね1ha当たり省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2 期 間</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3 樹 種</p> <p>保安林機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として、指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽する。</p>

(ロ) 土砂流出防備保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 保安施設事業の施行地の森林で、地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐</p> <p>2 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない</p> <p>3 その他の森林にあっては、択伐</p> <p>4 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>1 皆伐による場合</p> <p>(1) 伐採年度において皆伐による伐採をすることができる面積 水源かん養保安林と同様</p> <p>(2) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる、1箇所当たりの面積 10ha以下とする。</p> <p>2 択伐による場合 水源かん養保安林と同様</p>
<p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

(ハ) 土砂崩壊防備保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 保安施設事業の施行地の森林で、地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐</p> <p>2 その他の森林にあっては、択伐</p> <p>3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様</p>
<p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

(ニ) 飛砂防備保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐</p> <p>2 その地表が、比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあっては、択伐</p> <p>4 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>土砂流出防備保安林と同様</p>
<p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

(ホ) 防風保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10メートル未満のものをいうものとする。）にあっては、禁伐）</p> <p>2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。</p> <p>3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>1 皆伐による場合</p> <p>(1)、(2)は水源かん養保安林と同様</p> <p>(3) 原則としてその保安林のうち、その立木の全部又は相当部分が おおむね標準伐期齢以上である部分が、幅20メートル以上にわたり 帯状に残存することとなるようにするもの。</p> <p>2 択伐による場合 水源かん養保安林と同様</p>
<p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

(ハ) 水害防備保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐 3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様 ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 主 伐 択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様 ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様

(ト) 潮害防備保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 水害防備保安林と同様 ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 主 伐 択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様 ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様

(フ) 干害防備保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐） 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。 3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様 ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 主 伐 土砂流出防備保安林と同様 ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様

(リ) なだれ防止保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐 2 その他の森林にあつては、禁伐 3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様 ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 主 伐 択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様 ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様

(ヌ) 落石防止保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 なだれ防止保安林と同様 ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 主 伐 択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様 ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様

(ル) 防火保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 禁伐	

(7) 魚つき保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 魚つきの目的に係る海岸、湖沼等に面しない森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐</p> <p>4 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

(7) 航行目標保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐</p> <p>3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

(カ) 保健保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐</p> <p>4 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>土砂流出防備保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

(3) 風致保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 風致の保存のため、特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐</p> <p>3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

ロ 保安施設地区

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 1 立木を伐採しても保安施設地区の指定目的の達成に支障がないと認められる場合には、択伐又は伐採種を定めない。 2 その他の森林にあっては、禁伐	◎ 主 伐 土砂流出防備保安林と同様

ハ 砂防指定地

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
砂防指定地等管理条例（平成 15 年宮城県規則第 42 号）第 5 条による。	

二 国立公園

(イ) 特別保護地区

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
特別保護地区においては禁伐とする。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。

(ロ) 第一種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第一種特別地域における森林施業については、以下の各号に定める要件に該当しないものは、伐採できない。 1 単木択伐法によるものであること。 2 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、当該区分の現在蓄積の 10 パーセント以内にあること。 3 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢に 10 年を加えたもの以上であること。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。

(ハ) 第二種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第二種特別地域における森林施業については、以下に掲げる伐採方法の区別に従い、以下の各号に定める要件に該当しないものは伐採できない。 1 択伐法 ア 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあっては当該区分の現在蓄積の 30%以下、薪炭林にあっては当該区分の現在蓄積の 60%以下であること。 イ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 ウ 公園計画に基づく、車道、歩道、集団施設地区、単独施設の周辺においては、単木択伐法によるものであること。 2 皆伐法 ア 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 イ 1 伐区の面積が 2 ha 以内であること。ただし、粗密度 3 より多く保存木を残すもの又は、伐区が車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合はこの限りでない。 ウ 当該伐区が皆伐法による伐採が行われた後、更新して 5 年を経過していない伐区に隣接していないこと。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。 第二種特別地域の施業については、原則として択伐法によることとし、皆伐法をとることができるのは、当該行為が風致の維持上支障のない場合に限る。

(ニ) 第三種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第三種特別地域における森林施業については、特に伐採要件は定めない。	全般的な風致の維持を考慮して、施業を実施する。

ホ 国定公園

(イ) 特別保護地区

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
特別保護地区においては禁伐とする。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。

(ロ) 第一種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第一種特別地域における森林施業については、以下の各号に定める要件に該当しないものは、伐採できない。 1 単木択伐法によるものであること。 2 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、当該区分の現在蓄積の10パーセント以内にあること。 3 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。

(ハ) 第二種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第二種特別地域における森林施業については、以下に掲げる伐採方法の区別に従い、以下の各号に定める要件に該当しないものは伐採できない。 1 択伐法 ア 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあっては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあっては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。 イ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 ウ 公園計画に基づく、車道、歩道、集団施設地区、単独施設の周辺においては、単木択伐法によるものであること。 2 皆伐法 ア 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 イ 1伐区の面積が2ha以内であること。ただし、粗密度3より多く保存木を残すもの又は、伐区が車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合はこの限りでない。 ウ 当該伐区が皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。 第二種特別地域の施業については、原則として択伐法によることとし、皆伐法をとることができるのは、当該行為が風致の維持上支障のない場合に限る。

(ニ) 第三種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第三種特別地域における森林施業については、特に伐採要件は定めない。	全般的な風致の維持を考慮して、施業を実施する。

ヘ 県立自然公園

(イ) 第一種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第一種特別地域における森林施業については、以下の各号に定める要件に該当しないものは、伐採できない。 1 単木択伐法によるものであること。 2 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、当該区分の現在蓄積の10パーセント以内にあること。 3 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。

(ロ) 第二種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第二種特別地域における森林施業については、以下に掲げる伐採方法の区別に従い、以下の各号に定める要件に該当しないものは伐採できない。 1 択伐法 ア 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあっては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあっては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。 イ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 ウ 公園計画に基づく、車道、歩道、集団施設地区、単独施設の周辺においては、単木択伐法によるものであること。 2 皆伐法 ア 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 イ 1 伐区の面積が2ha以内であること。ただし、粗密度3より多く保存木を残すもの又は、伐区が車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合はこの限りでない。 ウ 当該伐区が皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。 第二種特別地域の施業については、原則として択伐法によることとし、皆伐法をとることができるのは、当該行為が風致の維持上支障のない場合に限る。

(ハ) 第三種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第三種特別地域における森林施業については、特に伐採要件は定めない。	一般的な風致の維持を考慮して、施業を実施する。

ト 県自然環境保全地域特別地区

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）第18条による。	

チ 鳥獣保護区特別保護地区

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
木竹の伐採は、下記の場合を除き、大臣又は知事の許可を要する。 （許可不要の場合） ・単木択伐 ・木竹の本数において20%以下の間伐 ・保育のための下刈り若しくは除伐	

リ 都市計画区域風致地区

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年宮城県条例第15号）第2条による。	

ヌ 史跡名勝天然記念物

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
文化財保護法第125条及び文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）第36条による。	

ル 急傾斜地崩壊危険区域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号） 第 7 条による。	